

MaM's Wellness Club
マムズ・ウェルネスクラブ 会則

1. 名 称 本会は、マムズ・ウェルネスクラブ（以下「本会」）と称する。
2. 目 的 本会は、運動を通じた健康・生きがいつくりを実践し、心身の健康を相互に支えあう仲間づくりを進め、もって健康で心豊かな地域生活の発展に寄与することを目的とする。
3. 活 動 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。
 - （1）健康・生きがいつくり運動の実践及びその育成
 - （2）健康・生きがいつくり関連団体との交流し親睦を図る活動
 - （3）健康・生きがいつくりに関する研修会等の実施
 - （4）地域の社会福祉活動等の企画・運営・実践
 - （5）その他健康・生きがいつくりに必要な活動
4. 会 員（入会）本会の目的を理解し、趣旨に賛同する者をもって会員とする。本会に入会しようとする者は入会申込書を提出し、代表幹事がこれを承認する。本会は当該当申込者に対して会員台帳に登録するとともに会員証を発行する。
（資格の喪失）会員は次の各号の一に該当する場合にその資格を喪失する。
 - （1）退会届を提出したとき
 - （2）本人が死亡したとき
 - （3）1年以上会費を滞納したとき
5. 会 費
 - （1）本会会員は入会費 5,000 円、スポーツ安全保険(年会費)を以下のように納める。年会費は入会の月から 1 年間有効とし、中途退会者の会費返金はしない。
 - ① 64 歳以下 2,000 円
 - ② 65 歳以上 1,350 円
 - （2）カードチケット制
クラブ開催の際に出席の度にカードを提示、スタンプを押印します。1 回分 500 円とします。カード期限は無期限とし、マムズ・ウェルネスクラブ主催の様々な教室に適用する。
 - ① ポールウォーキング開催 500 円(1 スタンプ)
 - ② スタジオ室内健康体操開催 500 円(1 スタンプ)※全てに押印した場合は 15%引き割引券とし 1 回使用でき複数枚のご利用はできない。
 - （3）家族会員の割引
入会金を一人あたり 1,000 円割引する。

6. 役員 本会には代表幹事1名、代表パートナー1名、事務局1名、会計1名、幹事若干名および監査1名の役員を置く。
役員は役員会の推薦により選出し、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表幹事が別に定める。
7. 会議 本会の会議として総会と役員会を開催する。総会および役員会の議長は代表幹事とする。
8. 会計 本会の経費は下記の収入をもってこれに当てる。
(1) 会費(入会費、年会費、カードチケット制)
(2) 補助金
(3) 寄付金
(4) その他の収入
9. 会計年度 本会の会計年度は4月1日より3月31日とする
10. 事務局 本会の事務局は、千葉県松戸市根木内142-1 飛翔株式会社内とする。
11. 細則 この会則の施行に必要な事項は役員会で別途定める。

この会則は平成28年4月1日から適用する。

付則

会の役員は次の会員とする。

代表幹事	千葉県松戸市	三好 大介
代表パートナー	神奈川県横浜市	宮地 秀行
事務局：会計	ケアショップあすか内	

会則の経過 平成23年09月01日 第5条(2)を一部変更。
平成24年03月14日 第5条(2)を一部変更。
平成28年04月01日 第5条(1)を一部変更。